

2025年10月14日

学 生 各 位

学 生 課 長

令和7年台風第22号等に伴う災害に係る災害救助法適用地域の世帯の
学生等に対する給付奨学金【家計急変採用】及び
貸与奨学金【緊急採用・応急採用】について

下記に該当する者で、日本学生支援機構奨学金を希望する場合は、学生課生活支援係に申し出てください。被災の状況等を聞き取りした上で、必要な書類について案内します。

記

1. 対象地域(災害救助法適用地域)

【東京都】 島しょ利島村、島しょ新島村、島しょ神津島村、島しょ三宅村、
島しょ御蔵島村、島しょ八丈町、島しょ青ヶ島村

※適用地域等の詳細については、日本学生支援機構HPをご確認ください。

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/
rinji/chiiki/genzai.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/chiiki/genzai.html)



※上記対象の近隣地域で、同等の災害に遭った世帯の
学生並びに同地域に勤務し、勤務先が被災した世帯の学生についても、
適用地域に準じて扱われます。

2. 対象者

対象地域での被災により家計が急変した学生

3. 申出期限

2025年11月4日(火)

4. JASSO災害支援金について

学生又はその生計維持者等が居住する住宅に床上浸水・半壊以上等の被害を受けた場合、または自治体からの避難勧告等が1ヶ月以上続いた場合は、「JASSO災害支援金」の申請を受け付けます。詳細は、日本学生支援機構HPをご確認ください。<https://www.jasso.go.jp/gakusei/shienkin/index.html>